

【指定金銭信託：新旧約款対照表】

現行	変更後 赤字下線部分が現約款からの変更箇所
	<p><u>第13条の2(マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)</u> <u>(1)当行は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p>第14条の2(反社会的勢力の排除) (1)当行は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)、また次のいずれかに該当すると認められる場合 ア．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること イ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ウ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること エ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること オ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次のアないしオに該当する行為をした場合 ア．暴力的な要求行為 イ．法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 オ．その他アないしエに準ずる行為</p> <p>(2)第18条にもとづく受益者の指定または変更もしくは第20条に基づく受益権の譲渡または質入に際しては、本条第1項第2号のいずれかに該当する者、もしくは同項第3号のいずれかに該当する行為をしたこと</p>	<p>第14条の2(反社会的勢力、<u>マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除</u>) (1)当行は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。 ～ (変更無し)</p> <p><u>この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>(2) (変更無し)</p>

現行	変更後 赤字下線部分が現約款からの変更箇所
<p>がある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入を行ってはならないものとします。</p>	
<p>第15条（受益者への報告事項等）</p> <p>(1)当行は、次の各号に掲げる書面について、当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。</p> <p>第12条第1項第4号により分配する収益金の額および支払方法を記載した書面：受益者への手交または郵送等による交付</p> <p>信託終了時の最終計算を記載した書面：受益者への手交または郵送等による交付</p> <p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料：当行店頭での書類の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとします。）</p> <p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当行の銀行勘定、当行の利害関係人、第8条第1項に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面：当行店頭での書面の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとします。）</p> <p>(2)当行は、前項第3号の備置きにより、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。</p> <p>(3)当行は、信託法第31条第3項の通知に代えて第1項第4号の書面を当行店頭に備置き、閲覧に供するものとし、信託法第31条第3項の通知は行わないものとします。</p> <p>(4)受益者は、信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</p> <p>(5)委託者と受益者が異なる場合において、当行は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。</p> <p>(6)当行は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。</p>	<p>第15条（受益者への報告事項等）</p> <p>(1)当行は、次の各号に掲げる書面について、当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。</p> <p>第12条第1項第4号により分配する収益金の額および支払方法を記載した書面：受益者への手交または郵送等による交付（<u>法令の定めに従い、受益者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとします</u>）</p> <p>信託終了時の最終計算を記載した書面：受益者への手交または郵送等による交付（<u>法令の定めに従い、受益者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとします</u>）</p> <p>～ （変更無し）</p> <p>(2)～(6) （変更無し）</p>

以上